

川崎市就労準備支援事業公募型プロポーザルに係る質問書の回答について

番号	質問	回答
1	<p>募集要項3. 企画提案に関する事項(1)実施場所について～「必要な設備が整った実施場所を確保し、」とありますが、企画書の段階で、賃貸物件の場合は事業用賃貸借契約を結んでおく必要があるのでしょうか。</p>	<p>企画提案の段階で賃貸借契約を締結していることは必須条件ではありませんが、契約期間の始期から事業を円滑に実施できることが必要となりますので、実施場所の見込みについて具体的にご提案ください。</p>
2	<p>仕様書7.業務内容(4)研修プログラムの実施～エ心理的な支援より、「自己有用感を喪失している利用者」とございますが、客観的な判断は川崎市様で行うのでしょうか。</p>	<p>仕様書の当該項目については、既に支援を利用している者に対して、必要に応じて受託事業者が支援を行うことを想定しております。ただし、支援の利用中であっても、利用者の支援方針の検討等のため必要な場合は、受託事業者と福祉事務所または自立相談支援機関で協議を行います。</p>
3	<p>仕様書7.業務内容(5)就労体験～独自の協力企業の開拓を行うとございますが、昨年の就労体験へご協力頂きました企業数の開示を願いますでしょうか。</p>	<p>令和5年度は随時実施のため集計しておりませんが、今年度11月時点で職場見学・職場体験プログラムを計15回実施しております。</p>
4	<p>仕様書7.事業の実施体制(2)実施日に週4日以上運営を行う事とございますが、また、仕様書内の想定研修プログラム自体にも各支援対象者の参加目標等の記載もございません。想定される支援者通所日数/週等はございますでしょうか。また、昨年実績も開示頂けますでしょうか。</p>	<p>令和5年度は週5日×4週間のプログラムを年間5回実施し、延べ参加者数は670名でした。なお、今年度は通年で週5日開所しており、11月末時点での延べ参加者数は572名となっています。</p>